委託契約書第１４条第１項に係る特記仕様書

１　委託契約書第１４条第１項に係る請求に際しては，基準日以降の残りの委託期間が２か月以上あることを必要とする。

※　基準日は原則，請求月の１日とする。ただし，契約日が１日でない場合は，請求月の翌月１日とする。なお，２回目以降の請求については，契約日を問わず，原則，請求月の１日とする。

２　本契約における賃金水準又は物価水準は，次のものを基本とする。

賃金水準

○　労務単価（該当労務単価：厚生労働省「毎月勤労統計調査」（平均確報））

※厚生労働省「毎月勤労統計調査」（平均確報）のきまって支給する給与額〔その他の中分類、廃棄物処理業〕のT(5人以上)とO(30人以上)の平均値に５年間の想定増加割合をかけ、５年間で平均したもの

３　本契約の変更金額の計算式は，次の計算式を基本とする。

変更後委託料額（税込）

＝｛［変更後設計額(税抜)×当初委託料額(税込)／当初設計額(税込)］

－［残委託業務分の委託料額（税抜）×１／１００］｝×１．１０